

資料6

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※ 告書
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

御殿場市

目 次

議案番号	件 名	頁
報告第17号	専決処分の報告について（御殿場市営住宅に係る建物明渡等請求に関する訴えの提起について）	1

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月16日 報 告

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第17号

御殿場市営住宅に係る建物明渡等請求に関する訴えの提起について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会で議決された「市長の専決事項の指定について」第2項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月21日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市営住宅家賃の滞納者について、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第134条第1項の規定により、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方 【略】

2 事件名 建物明渡等請求事件

3 事件の内容及び請求の趣旨

相手方である は、上記住所所在の御殿場市営住宅に居住実態がなく、物件を無断で占有している状態であるため、同物件の明渡し及び土地の明渡しを請求する。あわせて、滞納となっている同物件の家賃等267, 600円の支払と、建物

及び土地の明渡しに至るまで、1か月あたり3,200円の家賃相当額を請求する。

訴訟費用についても相手方に請求する。

4 事件に関する取扱い

訴訟において上記請求が認容されないときは上訴するものとする。

